

不正行為の取り扱いについて

下記の「不正行為にあたる行為」をすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した全ての教科・科目の成績を無効とするともに、当該入試以降に実施される本学のすべての入学試験の受験を認めません。その際、入学検定料の返金はいりません。なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

不正行為にあたる行為

- 出願書類や解答用紙へ故意に虚偽の記入（志願票に本人以外の写真を使用することや解答用紙に本人以外の氏名・受験番号を記入するなど）をすること。
- カンニング（試験の教科・科目に関するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書・参考書・辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど）をすること。
- 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
- 配付された問題冊子や解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具を使用すること。
- 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。イヤホンについては、耳に装着していれば使用しているものとします。
- 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いて問題冊子を閉じてください」等の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。

不正行為となる可能性がある行為

上記の「不正行為にあたる行為」以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。

- 試験時間中に、定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書・参考書・辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
- 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
- その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

受験者の所持品について

試験時間中に机の上に置けるもの

受験票のほかに試験時間中、机の上に置けるものは原則として以下の通りです。以下の所持品以外を使用又は置いている場合には、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。病気・負傷や障害等により下記以外のものを使用したい場合には、『受験上の配慮申請書』を提出してください。『受験上の配慮申請書』は公式サイト各入試ページよりダウンロードできます。

- 黒鉛筆（和歌・格言等が印刷されているものは不可） ● 鉛筆キャップ ● シャープペンシル（黒い芯に限る） ● プラスチック製の消しゴム
- 鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可） ● 眼鏡、ハンカチ、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけ取り出したもの）
- 時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものは不可）

試験時間中に使用できないもの

以下の補助具や電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり、手に持っていたりすると不正行為となることがあります。なお、イヤホンについては耳に装着していれば使用しているものとして不正行為となります。

- 定規（定規の機能を備えた鉛筆等を含む）、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具
 - 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類
- 試験時間中に使用してはいけない電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切っておいてください。試験開始前に、監督者の指示で電源が切られているか等の確認を行います。英文字や地図等がプリントされている服等は着用しないでください。着用している場合には、脱いでもらうことがあります。耳栓は、監督者の指示が聞こえない場合がありますので、使用できません。